

## 令和8年度 犬猫死骸収集等委託業務 仕様書

### 1 目的

動物の愛護及び管理に関する法律第36条に基づき、公道において、犬及び猫の死体を発見した者から通報を受けたとき、市に代わり、犬及び猫の収集、運搬及び保管を行うことを目的とする。

### 2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 収集範囲

市内公道（国道（高速道路及び自動車専用道路を除く。）、県道、市道及び市が管理するその他の道路）

### 4 業務内容

受託者は、市の指示に基づき、特記事項の業務を行う。

### 5 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
- (2) その他関係法令等

### 6 打ち合わせ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、市と常に綿密な連絡をとらなければならない。

### 7 守秘義務

受託者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

### 8 損害賠償

受託者は、特記事項の業務を行うにつき生じた損害について、その費用を負担するものとする。

### 9 その他

- (1) 収集等にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないよう十分配慮すること。
- (2) 本業務を再委託することはできない。
- (3) 公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (4) 当該契約に係る予算が議決され、当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。（契約締結は4月1日付の予定）

## 特記事項

### 1 市からの依頼

- (1) 市は、受託者に犬及び猫の死体（以下「死体」という。）の収集、運搬及び保管（以下「収集等」という。）を委託する場合、受託者に対して、電話により下記事項を伝え、公道での死体の収集を依頼する。
  - ① 地区名又は路線名 ②目標物 ③動物の種類 ④頭（匹）数 ⑤依頼者の所属及び氏名
- (2) 依頼を受けた受託者は、速やかに担当者を依頼された現場（以下「現場」という。）に向かわせるものとする。

### 2 公道上からの収集等作業

- (1) 現場到着後、作業等が交通の妨げにならないよう注意するとともに、作業員の安全を十分確保した上で、死体の収集作業を行うものとする。
- (2) 死体の収集後は、路面の状況を確認し、滑り止め等の措置が必要な場合は、持参した砂又は路肩の土等により必要な措置を行うものとする。
- (3) 死体の運搬に際しては、飛散、流出、臭気等に十分注意し、近隣住民に迷惑とならないよう十分配慮すること。
- (4) 現場到着時に依頼された死体が見当たらない場合は、現場周辺を十分調査するとともに、速やかに市に確認するものとし、再調査を行っても死体を発見できない場合は、作業を終了するものとする。
- (5) 収集した死体は、収集場所が市役所付近若しくは受託者の事業所へ戻る経路沿いに市役所がある場合は、市役所所有の冷凍庫に搬入するものとし、これ以外若しくは業務上やむを得ない場合は、受託者所有の冷凍庫に搬入し、市が回収するまでの間、腐敗しないよう冷凍庫において保管するものとする。

### 3 業務報告

- (1) 受託者は、収集等が終了した後、遅滞なく別紙様式による収集報告書を作成し、ファックスにより市に報告するものとする。
- (2) 別紙様式による収集報告書は、当該月分を翌月10日までに、業務終了報告書（任意様式）とともに、収集前後の写真を添付し、提出するものとする。ただし、令和9年3月分については、令和9年3月31日までに提出するものとする。

### 4 その他

- (1) 収集距離については、受託者の事業所から現場までを直線で計測した距離とし、5kmを基本として、5km毎に費用を加算する。
- (2) 受託者は、現場において死体を発見できなかった場合も、現地調査費として、市に収集運搬費を請求することができるものとする。
- (3) 同現場で2頭（匹）以上の収集・運搬が生じた場合は、2頭（匹）目以降の収集運搬費は半額とする。

(4) 業務時間は、24時間とする。

(5) 費用に係る時間帯の区分は、受託者の受付時間を基準とし、下記のとおりとする。

時間帯	受付時間	回収予定時間	備考
平日昼間	7:30～16:15	8:30～17:15	年末年始及び祝日を除く、月～金曜日の昼間
休日昼間	7:30～16:15	8:30～17:15	年末年始を除く、土日祝日の昼間
夜間・深夜	16:15～翌日7:30	17:15～翌日8:30	年末年始を除く、夜間及び深夜
年末年始昼間	7:30～16:15	8:30～17:15	年末年始（12月28日16:15～翌年1月4日7:30）
年末年始夜間深夜	16:15～翌日7:30	17:15～翌日8:30	

(6) 履行期間に関わらず、予算額が上限に達した場合は、委託業務を終了するものとする。

(7) 市役所所有の冷凍庫の鍵については、契約締結日以降、市が受託者に貸与し、受託者は借入時から返却時まで、責任を持って保管し、借入期間中に紛失・盗難等の事由が生じた場合には、直ちに市に報告すること。その際の諸経費については、受託者が負担することとする。また、受託者以外への貸与、複製は行わないこと。ただし、複製の必要がある場合は、市の許可を得てから行い、発生した経費については、受託者が負担し、借用期間終了後、速やかに市に返却することとする。

## 犬猫死骸収集等報告書

受託内容	受託日	日 時	年 月 日 ( ) 時 分	
		受付者	受付者:	
	依頼者	佐久市役所 本庁 (日直者・宿直者)、 _____ 支所 (日直者)		
		氏名:		
	指定場所	場所:		
		目標物:		
動物の種類	犬 猫 その他 ( )			
状況情報	頭 (匹)			
収集・運搬	収集物	犬 猫 その他 ( )		
	作業員	氏名:	氏名:	
	収集終了	年 月 日 ( ) 時 分		
	運搬終了	年 月 日 ( ) 時 分		
	直線距離	_____ km		
	特徴	毛色:	首輪 (ある なし)	
調査	調査時間	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 分間		
		・痕跡なし発見できず      ・血痕あり発見できず		
運搬費	通常期 ・ 年末年始	単価	単価	
		( ) 円 × 1 頭 (匹) + ( ) 円 ÷ 2 × ( ) 頭 (匹)		
		計 _____ 円		
保管費	保管費	( ) 円 × ( ) 頭 (匹)		
		計 _____ 円	・佐久市役所冷凍庫へ	
合計金額/報告先 FAX		_____ 円      佐久市環境部環境政策課 (62-2289)		
報告書作成者		氏名:		